

施術者及び施術団体 各位

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費支給申請に関する留意事項について（通知）

平素より、静岡県後期高齢者医療広域連合の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費支給申請に関する留意事項について、当広域連合においては、受領委任制度の取扱いが令和 2 年 9 月 1 日施術分より開始となりました。申請にあたり、以下の点に再度ご留意いただきますようお願いいたします（2 及び 3 については、02 静後広事第 901 号からの再掲となります）。

なお、各様式は当広域連合ウェブページからダウンロードできますので、ご確認ください。（裏面 URL 参照）。

1 書類の記載方法について

総括票及び往療内訳表の作成、記載方法については、以下の点にご注意ください。

- ・総括票（Ⅰ）は、提出先の市町ごと（静岡市、浜松市は区ごと）に作成し、全部の申請件数を記載してください。
- ・総括票（Ⅱ）は、総括票（Ⅰ）のうち、はり・きゅうで 1 枚、マッサージで 1 枚ずつ作成し、それぞれの件数を記載してください。
- ・往療内訳表の往療の起点は、個人宅の場合は丁目まで（丁目が無い地区の場合は番地まで）記載してください（枝番、肩書は省略可）。

2 審査前の返送について

以下の（1）、（2）に該当する場合は、当広域連合での審査ができません。返送があった場合は、内容を確認、修正等をした上で、改めて申請書を提出してください（提出先は、保険証に記載のある住所の市町担当窓口です）。

なお、審査前の返送となりますので、申請内容に記載漏れ等の不備が無いか、改めて確認した上で提出してください。

（1）申請書類の様式が異なる

- ・申請において、次の書面は所定の様式のみでの受付となります。代理受領（令和 2

裏面に続く

年8月施術分以前)での申請時に異なった様式にて申請されている場合は、特にご注意願います。

様式	備考
総括票(Ⅰ) 総括票(Ⅱ)	両方の添付が必須
療養費支給申請書	登録記号番号(施術証明欄)の記載が必須
往療内訳表	往療料の算定がある場合、申請書ごとに添付が必須

(2) 広域連合に受領委任取扱いの届出が無い、又は届出内容と異なる

・「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧の施術療養費請求に関する届出」の届出が無い、若しくは届出内容と異なる申請は、当広域連合での審査ができません。届出済みで返送された場合は、届出内容と異なっている可能性があります。以下の内容が届出と相違が無いか確認をお願いします。

- 登録記号番号が異なっていないか(申請書の施術証明欄にも記載が必要です)
- 振込口座が異なっていないか(金融機関、口座名義人、口座番号)
- 代理人が異なっていないか(法人の場合は、代表者等の変更が無いか)

・上記の届出は、届出内容に変更が生じた場合も含め、速やかに当広域連合へ直接郵送にて提出してください(様式は下記の当広域連合ウェブページ参照)。

3 申請書への押印について

- ・療養費支給申請書の施術証明欄、申請欄、委任欄について、自署の場合は押印の省略が可能です。記名(印字)や代筆の場合は押印が必要となりますので、ご注意ください。なお、押印する場合、スタンプ印は使用できませんので、ご了承ください。
- ・記入後に修正を要した場合は、捨印による修正、又は修正箇所修正印を押印してください。なお、各欄の修正印は記名者の印を用いてください(施術証明欄は施術管理者の印、申請欄、委任欄は被保険者の印)。

【参照 URL】

・厚生労働省(各種通知)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/01.html>

・東海北陸厚生局(受領委任の取扱いに関する申し出、受領委任取扱い施術所一覧)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00084.html

※東海北陸地域以外の場合は、所管の地方厚生局のページを参照してください。

・静岡県後期高齢者医療広域連合(申請書、届出様式のダウンロード)

<https://www.shizuoka-ki.jp/youshikisyu/index1.html>

静岡県後期高齢者医療広域連合
第2医療給付室
TEL 054-270-5530